

普通徴収切替理由書（ 兼 仕切紙）

指定番号	
事業所名	

略号	普通徴収への切替理由（下記４項目以外の理由は不可）	人 数
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の５月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な方	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

※普通徴収への切替理由について
略号でわからない事等がございましたら下記までご相談ください。
伊丹市 市民税課 TEL 072-784-8022 (直通)
FAX 072-784-8029

＜給与支払報告書個人別明細書 抜粋＞

(切替理由書記載分)

控除対象の有	配偶者	配偶者特別控除の対象	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者(障害者控除の対象)	社会保険料
①有	②無	③有	④特定	⑤本人	の金額
			⑥本人	⑦本人	
			⑧本人	⑨本人	
			⑩本人	⑪本人	
			⑫本人	⑬本人	
			⑭本人	⑮本人	
			⑯本人	⑰本人	
			⑱本人	⑲本人	
			⑳本人	㉑本人	
			㉒本人	㉓本人	
			㉔本人	㉕本人	
			㉖本人	㉗本人	
			㉘本人	㉙本人	
			㉚本人	㉛本人	
			㉜本人	㉝本人	
			㉞本人	㉟本人	
			㊱本人	㊲本人	
			㊳本人	㊴本人	
			㊵本人	㊶本人	
			㊷本人	㊸本人	
			㊹本人	㊺本人	
			㊻本人	㊼本人	
			㊽本人	㊾本人	
			㊿本人	㊿本人	

(備考) 住宅借入金等特別控除可能額 円

該当する略号を必ず記載してください。

令和8年3月31日退職予定

生命保険料の金額 円

旧生命保険料の金額 円

中国籍・帰化 就労形態 年 月 日

乙欄該当印又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、略号（a）に加えて退職予定日を摘要欄に記入してください。

- ◆ この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業者（給与支払者）の方に義務付けられています。
- ◆ 特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業者の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

個人住民税の特別徴収Q & A

Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ特別徴収？

A 原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）の方は、地方税法第321条の3、第321条の4及び各市町の条例の規定により、給与受給者（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。

これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q 事業者の負担が増えるのでは？

A 所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
個人住民税の計算は市町が行い、給与受給者ごとの住民税額を各市町から通知します。
なお、給与受給者が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年2回とする制度があります。

Q 給与受給者にメリットはあるの？

A ①給与受給者が納付の度に金融機関へ出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年4回である普通徴収より、1回あたりの納付金額が少なくなります。